

脱炭素社会の実現に関する重点提言

地域における脱炭素社会の実現に向け、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 地域の脱炭素化に向けた取組の推進

- (1) 特定の主体が過度の責任や負担を抱えることなく、すべての関係主体が責任や負担を分かち合い、それぞれの実情に応じて自主的・主体的に脱炭素社会の実現に取り組むことができる仕組みを構築すること。
- (2) 地域の脱炭素化に当たっては、まず国がイニシアティブを発揮し、関係主体の取組を促進するとともに、広域的なまとまりの中で関係主体が相互に補完し、相乗効果をより一層高められる仕組みを構築すること。
また、地方公共団体実行計画の策定・改定や地域脱炭素化促進事業等に取り組む都市自治体が円滑に進めることができるよう、必要に応じて、国 の地方支分部局や都道府県による支援を確実に実施すること。
- (3) 脱炭素地域づくりに取り組むすべての地域や主体によるそれぞれの実情に応じた多様な取組を支援するため、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金の拡充に加え、多年度にわたり利用しやすい総合的な交付金を創設するとともに、その円滑な実施が図られるよう地方財政措置を講じること。
なお、その制度設計に当たっては、ワンストップで申請を受け付けるなど、手続を簡素化すること。
- (4) 庁舎等への太陽光発電設備の設置や電動車の導入など、都市自治体が自ら実施する脱炭素化の取組について、十分な財政措置を講じること。
- (5) 都市自治体のマンパワーや地域の脱炭素化において中核的な役割を担う人材が不足していることから、都市自治体のニーズに応じた専門家の派遣等にワンストップで常時対応する体制の構築、研修の充実など、地域人材の育成・確保に係る支援措置を継続・拡充すること。
- (6) 都市自治体が地域の現状把握や脱炭素化に関する計画、施策等のP D C Aサイクルを効率的かつ効果的に回すことができるよう、必要な統計データや知見、ノウハウ等をワンストップで常時提供する情報基盤を整備すること。
- (7) 各地域が特性や実情に応じた脱炭素化の取組を推進できるよう、炭素吸

収・再生可能エネルギー導入ポテンシャルや気候、産業構造等の自然的・社会的条件ごとに、先進・優良事例や具体的な取組手法等を迅速かつ継続的に情報提供すること。

2. 地域と共生・調和した再生可能エネルギーの導入・拡大

- (1) 再生可能エネルギーの導入・拡大の促進に当たっては、環境や景観の保全、系統制約の克服等の課題への適切な対応、地域の脱炭素化と雇用・産業の創出や災害対応力の強化といった地域課題の解決の同時達成など、関係主体が地域との共生・調和を図りながら、各地域の特性や実情に応じて取り組むことができるよう、必要な措置を講じること。
- (2) 太陽光発電設備等の再生可能エネルギー設備の設置や管理が適正に実施されるよう、発電事業者への事業計画作成時の地域住民に対する説明の義務付けや防災、環境・景観保全等に係る関係自治体の意見を反映させる制度の創設など、必要な法令等の整備を行うこと。
- (3) 太陽光発電設備の撤去や廃棄が適正かつ確実に実施されるようリユース・リサイクルや適正処理に関する制度、発電事業の終了時等に適正に対応するための仕組みなどを早急に構築し、実施すること。

3. 国の主体的な関与の下、電力系統の増強を迅速かつ確実に推進すること。

また、「日本版コネクト＆マネージ」の具体化や先着優先ルールの見直しなど、実効性のある系統運用の改善を遅滞なく行うこと。